五十一　（略）
（削る）
（削る）
五十二　揚貨装置
五十三～五十七　（略）
五十八　定周波装置
2　（略）
（認定の基準）
第五条　（略）
一・二　（略）
イ・ロ　（略）
(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業者（学校教育法による短期大学の卒業者を除く。）にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	学科
一　（略）	（略）
二　（略）	（略）
三　第三条第一項第九号、第十一号から第十三号まで、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで、第四十二号又は第四十三号に掲げるもの	化学に関する学科
四　第三条第一項第十四号、第四十四号又は第五十一号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五　第三条第一項第十号、第十七号、第十八号、第二十二号から第三十五号まで、第三十七号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	機械に関する学科
六　第三条第一項第三十六号、第四十六号、第四十九号又は第五十号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

(2)　（略）
ハ　（略）
三～八　（略）
2　（略）

五十一　（略）
（削る）
五十二　貨物油ポンプ
五十三　油圧ポンプ及び油圧モータ
（新設）
（新設）
五十四～五十八　（略）
（新設）
2　（略）
（認定の基準）
第五条　（略）
一・二　（略）
イ・ロ　（略）
(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業者（学校教育法による短期大学の卒業者を除く。）にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	学科
一　（略）	（略）
二　（略）	（略）
三　第三条第一項第九号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第三十九号又は第四十号に掲げるもの	化学に関する学科
四　第三条第一項第十三号、第四十二号、第五十一号又は第五十四号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五　第三条第一項第十六号、第十七号、第二十一号から第三十八号まで、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号又は第五十三号に掲げるもの	機械に関する学科
六　第三条第一項第四十四号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

(2)　（略）
ハ　（略）
三～八　（略）
2　（略）